

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法

律案に対する附帯決議

平成二十一年四月九日

参議院文教科科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、賠償措置額については、国際水準等を勘案した適正な額となるよう、遅滞なくその引上げに努めること。
- 二、原子力損害賠償制度については、被害者保護の充実と原子力事業の健全な発達に資するよう、諸外国の例を参考にしつつ、賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の賠償資金の確保や原子力損害賠償補償契約の補償料に関し、その在り方を検討すること。

- 三、国際的な原子力損害賠償の枠組みへの加盟については、我が国及び近隣諸国における原子力損害賠償制度の実情と国際的な動向等に十分配慮し、今後も多角的に検討を進めること。

右決議する。